



神戸 YWCA 平和集会

これからは 自分らしく生きていけなくなるかも？ —憲法 24 条とわたしたちとの関係—

自民党改憲案（24 条）には「家族は、社会の自然かつ基礎的な単位として、尊重される。家族は、互いに助け合わなければならない」と書かれています。
社会の基礎的な単位は「個人」ではないの？憲法で家族の助け合いが義務化されるの？自分らしく生きることが難しくなる？ など、いろいろな疑問が湧いてきます。
みんなで語り合いませんか。わたしたち一人ひとりが私らしく生きていくために。

日 時：2017 年 **5 月 20** 日（土） 14:00～16:00

14:00～ 講演会

15:00～ 分かち合い・質疑応答

場 所：神戸 YWCA 会館 5 階チャペル

参加費：1,000 円（学生 500 円）



講 師：若尾典子さん 佛教大学教授（憲法学、ジェンダー法学）



<主な著書・論文>

『女性の身体と人権』（学陽書房,2005 年）

『権力と身体』（共著）（明石書店,2011 年）

日本国憲法 24 条

- ① 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- ② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

神戸 YWCA 平和集会は、平和な社会を求め、社会問題をさまざまな立場の人と共に考える会です。

主催・お問い合わせ

神戸 YWCA 平和活動部

〒651-0093 神戸市中央区二宮町 1-12-10
tel. 078-231-6201 fax. 078-231-6692
e-mail: office@kobe.ywca.or.jp
www.kobe.ywca.or.jp

YWCA

（ワイ・ダブリュー・シー・エー
（Young Women's Christian Association）は…

キリスト教を基盤に、世界中の女性が言語や文化の壁を越えて力を合わせ、女性の社会参画を進め、人権や健康や環境が守られる平和な世界を実現する国際 NGO です。